

第3章 ごみ処理基本計画

1. 基本目標

第2次出雲市環境基本計画においては、環境の将来像を「神話から未来へつなぐさわやかな環境のまち・出雲」とし、基本目標の一つに“「『もったいない』の心で築く循環型のまち」”を掲げ、循環型社会の構築が重要な位置付けとなっています。第2次出雲市ごみ処理基本計画においても、“「もったいない」の心で築く循環型のまち”を基本目標とし、循環型社会の構築を推進していきます。

2. 基本方針

近年、地球規模での環境保全、資源保護の必要性が広く認識され、循環型社会システムへの転換が求められています。

本市では、前計画をもとにごみ処理施策を実施してきましたが、ごみ排出内容や各家庭、事業所の排出実態を見ると、さらに、ごみの減量を徹底し、3Rや廃棄物の適正処理を推進する必要があります。

また、ごみ処理の技術動向等を踏まえて、安全で安定した処理体制について長期的に検討することも必要です。

本計画では、こうした社会状況や本市のこれまでのごみ処理施策を踏まえた上で、ごみ処理の基本方針を以下のとおりとします。

基本方針

基本方針1 排出抑制の推進

基本方針2 再生利用の推進

基本方針3 ごみの適正処理

基本方針を踏まえ、ごみの減量化、再資源化を推進するには、市民・事業者・行政が一体となって推進していかなければ実効あるものとはなりません。したがって、本市では、市民・事業者・行政が連携を図り、各主体が役割と責任を果たしながら、ごみの減量に取り組むことで、循環型社会の構築を目指します。

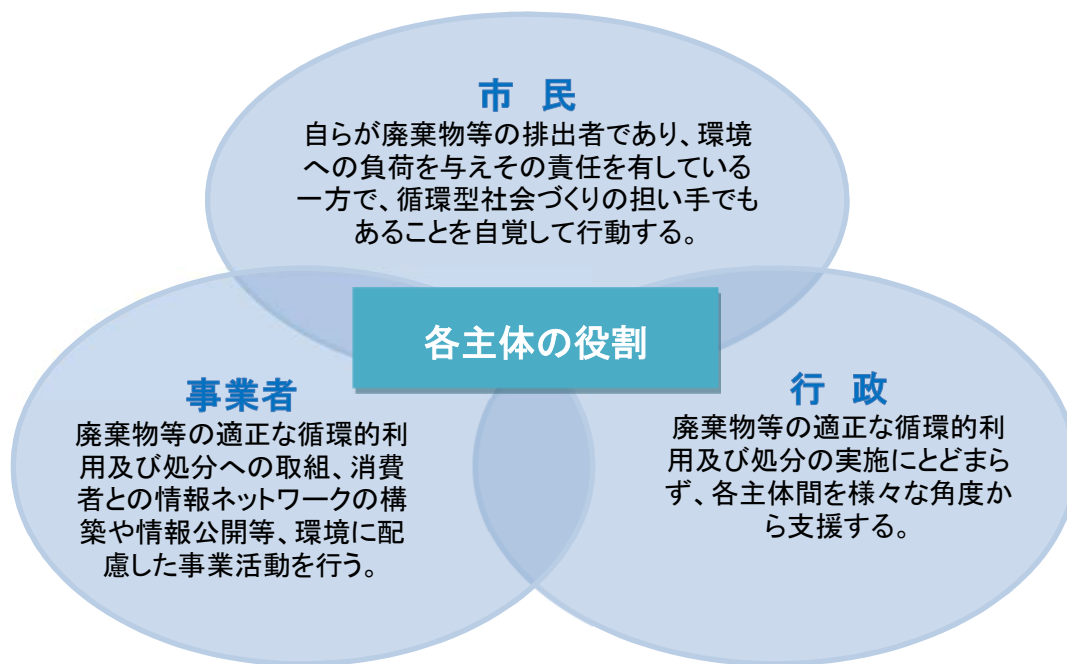


図 2-1 各主体の役割

また、計画に掲げられた目標の達成状況を評価し、毎年度の施策に反映していきます。

出雲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）

（市の責務）

第 3 条 市は、一般廃棄物の発生を抑制するため、減量化、資源化を推進するとともに、一般廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持を図るための施策を講じなければならない。

2 市は、前項の責務を果たすため、市民及び事業者の意識の啓発を図り、必要な情報の収集及び調査、研究等に努めなければならない。

（市民の責務）

第 4 条 市民は、分別排出の促進等により、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持を推進するとともに、その実施に当たっては、相互に協力するよう努めなければならない。

2 市民は、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持に関する市の施策に積極的に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第 5 条 事業者は、事業活動を行うに当たり、減量化、資源化及び地域の清潔の保持に努めるとともに、事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持に関する市の施策に積極的に協力しなければならない。

3. ごみ減量等の目標設定

(1) ごみ処理排出量等の見込み

ごみ排出量の将来推計は、将来人口の推計や過去のごみ排出量実態と直近のごみ排出実態を考慮し、平成23年度実績で横ばい推移するものとししました。行政区域内人口とごみ排出量の推移と将来推計を図3-1に示します。

ごみ排出量の将来推計

人口やごみ排出量の推移等を考慮して、平成23年度実績で横ばい

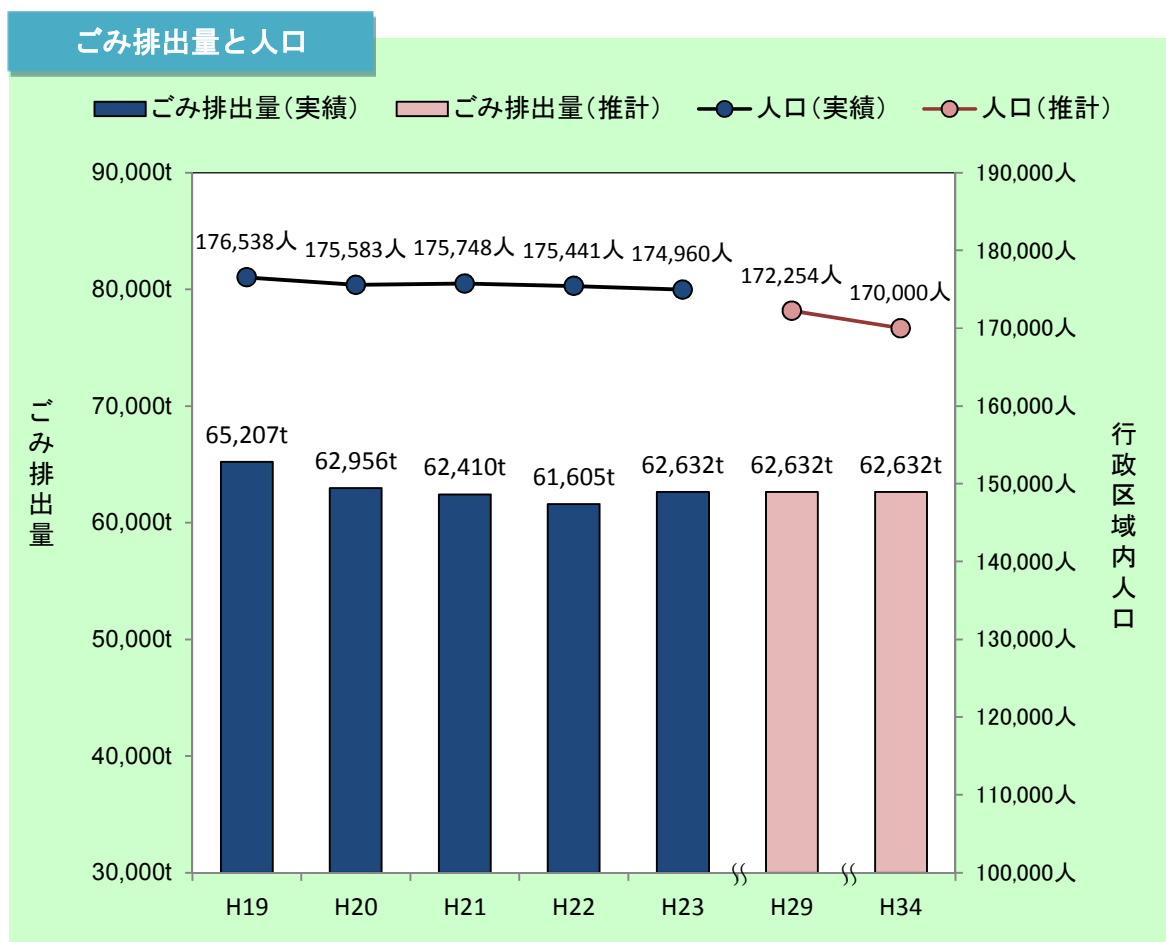


図3-1 行政区域内人口とごみ排出量の推移と将来推計

(2) ごみ減量化の目標設定

ごみの減量化については、本市の環境基本計画のなかで、循環型社会構築を基本目標とし、3R（排出抑制、再使用、再利用）の推進を重点プロジェクトとして位置付けています。ごみの減量化目標を表3-1、3-2、図3-2のとおり設定しました。

表3-1 ごみ減量化の目標値の設定

項目	実績	目標値	
	H23	H29	H34
ごみ排出量	62,632 t/年	60,117 t/年	57,602 t/年
ごみ排出量削減率	—	約 4% 削減	約 8% 削減

表3-2 ごみ減量化目標値（前期5年間）の内訳（平成25～29年度）

項目	実績	見込	目標値				
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
ごみ排出量 (t/年)	62,632	62,617	62,117	61,617	61,117	60,617	60,117
一人一日当り排出量 (g/人・日)	981	983	978	972	967	962	956
削減率	—	0.0%	0.8%	1.6%	2.4%	3.2%	4.0%

例えば

- ・家庭系ごみ：一人一日のごみの排出量を約40g削減
- ・事業系ごみ：排出量を約8%削減

に取り組んでもらうことで目標（平成34年度数値）は達成できます。

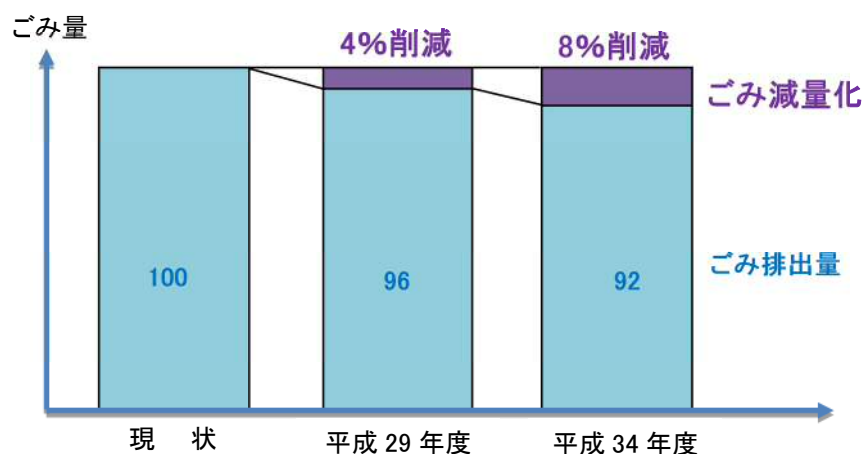


図3-2 ごみ減量化の目標値

(3) 再資源化の目標設定

ごみの再資源化目標を次のとおり設定しました。

現在、ごみとして排出されたものから、19.5%に相当する資源物を回収して再資源化していますが、将来的には各種の取組みによって、この割合を約25.8%にまで引き上げる目標値を設定しました。再資源化の目標設定を表3-3、3-4、図3-3に示します。

表3-3 再資源化の目標値の設定（ごみ排出量に対する割合）

	実績	計 画	
	H23	H29	H34
再資源化量	12,239 t	13,543 t	14,846 t
再資源化率	19.5 %	22.5 %	25.8%

表3-4 再資源化目標値（前期5年間）の内訳（平成25～29年度）

項 目	実績	見込	目 標 値				
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
ごみ再資源化量 (t/年)	12,239	12,543	12,743	12,943	13,143	13,343	13,543
再資源化率 (ごみ排出量に対して)	19.5%	20.0%	20.5%	21.0%	21.5%	22.0%	22.5%

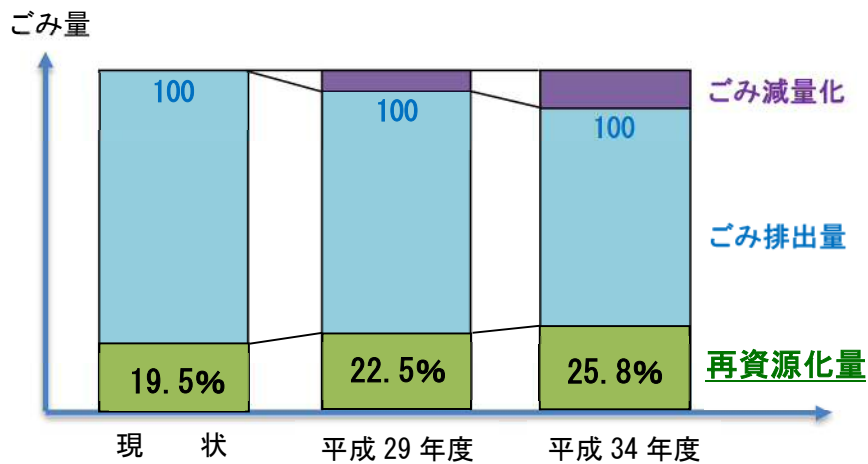


図3-3 再資源化の目標設定（ごみ排出量に対する割合）

(4) 最終処分目標の設定

ごみの最終処分の目標を表 3-5、図 3-4 に示します。最終処分の目標は、ごみ減量化、資源化を推進することで、現状 14.5%から 13.8%まで減量させる設定としました。

なお、最終処分されるごみの内訳は表 3-6 のとおりです。

表3-5 最終処分の目標値の設定（ごみ排出量に対する割合）

	実績	計画	
	H23	H29	H34
最終処分量 (ごみ排出量に対して)	9,104 t	8,539 t	7,973 t
最終処分率 (ごみ排出量に対して)	14.5 %	14.2 %	13.8 %

表3-6 最終処分目標値（前期5年間）の内訳（平成25～29年度）

項目	実績	見込	目標値				
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
最終処分量 (t/年)	9,104	9,069	8,963	8,857	8,751	8,645	8,539
最終処分率 (ごみ排出量に対して)	14.5%	14.5%	14.4%	14.4%	14.3%	14.3%	14.2%

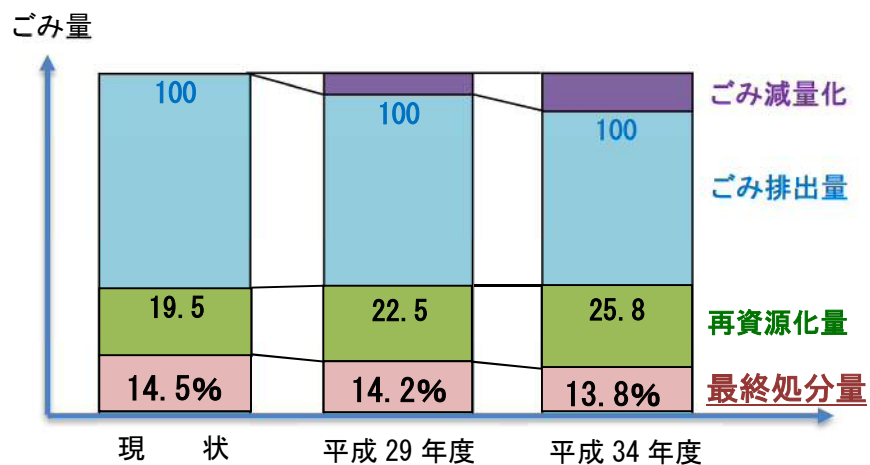


図3-4 最終処分の目標設定（ごみ排出量に対する割合）

4. 施策の体系

基本目標	基本方針	施策の柱	具体的な施策		
「もったいない」の心で築く循環型のまち	基本方針1 排出抑制の推進	①ごみ減量に関する情報の発信	施策1 啓発ビデオの作成・貸出		
			施策2 機関紙の作成、定期的な情報提供		
			施策3 しまねエコショップ制度とグリーン購入のPR		
			施策4 ごみ減量化アドバイザー事業		
			施策5 施設見学会の実施		
			施策6 テレビCM、インターネット等を活用した広報の充実		
			施策7 外国人を対象としたごみ分別等説明会の実施		
			施策8 小学生等を対象にしたごみ減量化教室等の開催		
			施策9 地域でのごみ減量研修の推進		
			今後検討する施策 施策10 エコイベントの手引きの作成・配布		
			施策11 ごみ減量化アイデアコンテスト		
	基本方針2 再生利用の推進	②ごみ減量をより効果的に推進するための施策	施策12 逆流通制度の推進		
			施策13 事業所ごみの減量化策(事業所訪問、ごみ排出実態調査)		
			施策14 マイバッグ運動の推進		
			施策15刈草堆肥化事業の推進		
施策16 剪定枝粉碎機貸出事業					
施策17 スーパー等の店頭回収の推進と容器包装の削減要請					
今後検討する施策 施策18 事業系生ごみの減量化支援策					
施策19 ごみ処理手数料の見直し					
施策20 ごみ減量の助成制度					
施策21 ごみ減量等優良事業所認定制度					
施策22 ごみ減量推進市民会議(仮称)の設置					
基本方針3 ごみの適正処理	③再使用の推進	施策23 リサイクルショップの活用の推進			
		施策24 不用品交換の推進(古着市等の開催)			
		再生利用の推進	施策25 ごみ処理施設における資源回収		
			施策26 リサイクル団体回収補助金		
			施策27 リサイクルステーションの適正配置		
			今後検討する施策 施策28 古布の地域拠点回収の拡大		
			施策29 使用済小型家電の拠点回収		
			①適正な分別	施策30 分別の徹底	
				今後検討する施策 施策31 分別区分の変更	
				②適正な収集・運搬・処理・処分	施策32 収集・運搬の実施主体
					施策33 処理・処分の実施主体
					施策34 収集・運搬体制の統一
					施策35 収集運搬業者の許可
					施策36 集積場の整備(ごみ集積場設置経費補助金)
施策37 収集・運搬体制の整備					
今後検討する施策 施策38 高齢者等への対応					
施策39 事業者への分別排出の徹底・指導					
施策40 事業者への紙ごみ分別排出、剪定枝類等のリサイクル推進					
施策41 不用品回収業者への指導					
施策42 不法投棄ごみ等の対策					
④災害時の対策	今後検討する施策 施策43 災害時の廃棄物処理に関する対策				
	⑤適正な中間処理	施策44 焼却処理			
		施策45 破砕処理			
施策46 旧焼却施設の解体					
施策47 次期可燃ごみ処理施設の整備					
⑥適正な最終処分	今後検討する施策 施策48 次期破砕処理施設の検討				
	施策49 次期最終処分場の検討				

図 4-1 施策の体系

5. 基本方針に基づく具体的施策

(1) 基本方針 1 排出抑制の推進 Reduce (リデュース=発生抑制)、Reuse (リユース=再利用)

① ごみ減量に関する情報の発信

継続する施策

施策1 啓発ビデオの作成・貸出 行政型

？ごみの分別や減量化、資源化に関する啓発ビデオ、また廃棄物処理施設の紹介ビデオを作製し、コミュニティセンター等、地域の拠点に配布し、活用を推進します。

施策2 機関誌の作成、定期的な情報提供 行政型

？「ごみダイエット通信」等、ごみをテーマにした機関誌を定期的に情報提供します。

施策3 しまねエコショップ制度^{※1}とグリーン購入^{※2}のPR 行政型

？しまねエコショップ制度^{※1}とグリーン購入^{※2}をPRしていきます。

施策4 ごみ減量化アドバイザー事業 市民・行政型

？生ごみの堆肥化等、ごみの減量に関する取組みを実践しているアドバイザー（出雲市ごみ減量化アドバイザー）により、ごみ減量や分別等に関する意識啓発や指導、助言等を行っていきます。

施策5 施設見学会の実施 市民・行政型

？環境学習や生涯学習のため、廃棄物処理施設等の見学会を実施します。

※1 しまねエコショップ制度：簡易包装の実践や資源ごみの店頭回収の実施等、ごみの減量、リサイクルに積極的に取り組んでいる店を「しまねエコショップ」として認定する制度

※2 グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること

各施策に標記している型（タイプ）の説明

- 行政型 … 行政が主体となって取り組む施策
- 市民・行政型 … 市民と行政が主体となって取り組む施策
- 事業者・行政型 … 事業者と行政が主体となって取り組む施策
- 市民・事業者・行政型 … 市民と事業者と行政が主体となって取り組む施策

新たな施策

施策6 テレビCM、インターネット等を活用した広報の充実 行政型

?ケーブルビジョンのCMを活用し、ごみ減量の取組みを啓発するとともに、ごみ減量・リサイクル総合情報サイトを開設し、広く各種情報を発信します。

施策7 外国人を対象としたごみ分別等説明会の実施 行政型

?昨今増加している市内在住の外国人を対象としてごみの分別等の説明会を実施します。

施策8 小学生等を対象にしたごみ減量化教室等の開催 行政型

?出雲科学館、斐川環境学習センター、その他市の廃棄物処理施設において、小学生等を対象としたごみの減量化教室を開催します。

施策9 地域でのごみ減量研修の推進 市民・行政型

?環境保全連合会各支部、PTA等が主催するごみ減量にかかる研修会の開催を推進します。

今後検討する施策

施策10 エコイベントの手引きの作成・配布 行政型

?イベントの主催者に対し、ごみ減量化など環境にやさしいイベントの開催手法を網羅した「エコイベントの手引き」を配付し、ごみの減量化を図ります。

施策11 ごみ減量化アイデアコンテスト 市民・事業者・行政型

?ごみの減量化につながるアイデアを市民・事業者を対象に広く募集し、実効性の高いアイデアは優良事例として、市ホームページ等でPRしていくことを検討していきます。

② ごみ減量をより効果的に推進するための施策

継続する施策

施策12 逆流通制度の推進 事業者・行政型

?飲料、酒類等のメーカー等に対して、自社使用の容器は販売店を通して回収し、再利用や再資源化できる体制の整備について働きかけを行っていきます。

施策13 事業所ごみの減量化策(事業所訪問、ごみ排出実態調査) 事業者・行政型

?市内の事業所を市の職員が訪問し、発生するごみの処理方法等を調査するとともに、ごみの減量化、資源化をアドバイスします。

施策14 マイバック運動の推進 市民・事業者・行政型

?マイバッグ持参運動の継続、レジ袋の有料化店舗の拡大を推進し、ごみの減量化に向けて積極的に取り組みます。

施策15刈草堆肥化事業の推進 行政型

?市内の公共施設で除草した刈草を裁断し、半年間発酵させることで堆肥になります。この堆肥を学校の花壇や公園等へ還元し、ごみの減量化及び資源化を推進していきま

新たな施策

施策16 剪定枝粉碎機貸出事業 市民・行政型

?家庭でも利用できる剪定枝粉碎機を貸し出し、チップ化した剪定枝を堆肥や土壌改良剤等として利用することで、ごみの減量化を図ります。

施策17 スーパー等の店頭回収の推進と容器包装の削減要請 事業者・行政型

?スーパー等が行う食品トレー、牛乳パック等の回収を支援し、さらなる回収品目の拡大を推進します。また、ばら売り、量り売りの拡大と食品トレー等包装容器の使用の削減を要請します。

今後検討する施策

施策 18

事業系生ごみの減量化支援策

行政型

？事業所の生ごみの堆肥化等、資源化につなげていくための施策について検討していきます。

施策 19

ごみ処理手数料の見直し

行政型

？ごみの処理手数料について見直しを検討します。

施策 20

ごみ減量の助成制度

市民・行政型

？ごみの減量化等を図るため、新たな助成制度の必要性について検討します。

施策 21

ごみ減量等優良事業所認定制度

事業者・行政型

？ごみの減量等に積極的に取り組んでいる事業所を表彰し、優良事例としてPRしていく等、本制度の創設を検討します。

施策 22

ごみ減量推進市民会議(仮称)の設置

市民・事業者・行政型

？市の呼びかけに共感した市民・事業者と市が連携し、市のごみ排出量を減らしていくための施策等を研究・実践していく市民会議を立ち上げることを検討します。

排出抑制の推進のため、市民、事業者のみなさまの行動指針を取りまとめました。
みなさまのご協力をお願いいたします。

市民の行動指針

- ？環境にやさしい生活スタイルを心がける。
- ？買い物際には不要なものを買わない。
- ？リサイクル商品や詰め替え商品を購入(グリーン購入)する。
- ？過剰包装やレジ袋を避けマイバッグ運動へ協力する。
- ？食べものを粗末にしない、ものを大事にする。
- ？エコクッキングに取り組み、食べ残しをしないようにする。
- ？生ごみの堆肥化や水切りを徹底する。

事業者の行動指針

- ？環境にやさしい商品の生産や販売に努める。
- ？レジ袋、過剰包装や使い捨て容器の使用を自粛する。
- ？商品の製造や流通、販売にあたっては、環境配慮型に努める。
- ？生ごみ等の多い事業所は、食品廃棄物の減量化・再資源化を図る。
- ？レジ袋の有料化やマイバッグ運動等、ごみ減量に向けて積極的に取り組む。

③ 再使用の推進

継続する施策

施策23 リサイクルショップの活用の推進

事業者・行政型

市内にあるリサイクルショップを市ホームページ等で紹介し、リユース、リサイクルを推進します。

新たな施策

施策24 不用品交換の推進(古着市等の開催)

市民・行政型

古着市等を開催することで不用となった衣類等のリユースを促し、資源の有効利用につなげます。

再使用の推進のため、市民、事業者のみなさまの行動指針を取りまとめました。
みなさまのご協力をお願いいたします。

市民の行動指針

- 家具や電気製品等は長く使え、修理可能なものを選ぶ。
- フリーマーケットやリサイクルショップ、しまねエコショップを積極的に利用する。

事業者の行動指針

- ビールびん、牛乳びん等リターナブル容器の利用に努める。
- 修理して再使用できるように、修理体制の整備や消費者への情報提供に努める。
- リサイクルショップとの連携による再生品販売の拡大に努める。

(2) 基本方針 2 再生利用の推進 Recycle(リサイクル=再生利用)

継続する施策

施策25 ごみ処理施設における資源回収 行政型

?出雲エネルギーセンターにおけるサーマルリサイクル(廃熱を電気や熱エネルギーとして回収)や出雲クリーンセンター等におけるマテリアルリサイクル(製品等を原料として有効に再生利用)等、再資源化を推進します。

施策26 リサイクル団体回収補助金 市民・行政型

?資源ごみのリユース、リサイクル促進を目的として、一般家庭の古紙・空き缶・リターナブルびんを回収する団体に対し、活動の支援を行います。

施策27 リサイクルステーションの適正配置 市民・行政型

?古紙等の回収を促進するために、リサイクルステーションの適正配置を図ります。

今後検討する施策

施策28 古布の地域拠点回収の拡大 市民・行政型

?現在斐川地域限定で行っている古布回収を全市に拡大することを検討します。

施策29 使用済小型家電の拠点回収 市民・行政型

?平成25年4月から施行される「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、希少金属が多く含まれる使用済小型家電の拠点回収の実施を検討します。

再生利用の推進のため、市民、事業者のみなさまの行動指針を取りまとめました。
みなさまのご協力をお願いいたします。

市民の行動指針

- ?スーパー等で行なわれている店頭回収、地域や学校で行なわれている団体回収に協力する。
- ?古紙、ペットボトル、空きびん、飲料用空き缶、廃食用油、古布等資源ごみの分別収集を確実に行う。

事業者の行動指針

- ?事業所から出るごみの分別を徹底するとともに、リサイクルを推進する。
- ?生ごみ処理機器の導入や、リサイクル業者に引き渡すことにより、生ごみをリサイクルする。
- ?分別が徹底されるように分別ボックスの設置等リサイクル環境を整備する。
- ?テナントビル等では、定期的にテナント会議や大掃除等の時期に、テナント責任者に向けてごみの出し方、リサイクル方法の徹底を図る。

(3) 基本方針 3 ごみの適正処理

① 適正な分別

継続する施策

施策30

分別の徹底

市民・行政型

より一層のごみの正しい分別、再資源化を図るため、分別排出の周知徹底、市民の意識高揚に努めます。分別排出を徹底する品目を表5-1に示します。

表5-1 分別排出の徹底

分別区分	※左記の区分とは別にして排出を徹底する品目
燃えるごみ	古紙（新聞・雑紙・ダンボール・紙パック）、ペットボトル ⇒ リサイクル
破碎ごみ	飲料用空き缶 ⇒ リサイクル 家電リサイクル法の適用品目 ⇒ 家電量販店等へ
埋立ごみ	空きびん類 ⇒ リサイクル（※ ¹ 一部除く） 使用済蛍光管 ⇒ リサイクル
使用済筒型乾電池	ボタン型・充電式電池 ⇒ 家電量販店等へ
使用済蛍光管	割れた蛍光管 ⇒ 埋立ごみ
飲料用空き缶	飲料缶以外の缶（スプレー缶・缶詰等） ⇒ 破碎ごみ
空きびん	リターナブルびん ⇒ リユース（酒販店等） 割れたびん ⇒ 埋立ごみ
ペットボトル	ふた、ラベルは除去 ⇒ 可燃ごみ
古紙・雑紙	カーボン紙、コート紙 ⇒ 可燃ごみ
廃食用油	動物性油 ⇒ 可燃ごみ
割りばし	竹ばし・塗りばし ⇒ 可燃ごみ
粗大ごみ	家電リサイクル法の適用品目 ⇒ 家電量販店等へ

*1 割れたびん、化粧びん、汚れのひどいびんなどはリサイクルの対象外となり埋立ごみとなります。

今後検討する施策

施策31 分別区分の変更

市民・行政型

?資源ごみとして分別されていないごみのうち、表5-2に示すごみの種類については、資源ごみの分別区分に変更することで、資源化を推進します。

?**(再掲:施策28)** 古布の地域拠点回収の拡大

市民・行政型

?現在斐川地域限定で行っている古布回収を全市に拡大することを検討します。

?**(再掲:施策29)** 使用済小型家電の拠点回収

市民・行政型

?平成25年4月から施行される「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、希少金属が多く含まれる使用済小型家電の拠点回収の実施を検討します。

表5-2 分別区分の変更

現在の分別区分	資源ごみとして分別するごみ種類
燃えるごみ	衣類・古布
破碎ごみ	小型家電

② 適正な収集・運搬・処理・処分

ア. 収集・運搬・処理・処分の実施主体

継続する施策

施策32

収集・運搬の実施主体

事業者・行政型

?家庭系ごみの収集・運搬は、本市が主体となります。

?事業系ごみの収集・運搬は、事業者が主体となります。

施策33

処理・処分の実施主体

事業者・行政型

?中間処理・最終処分については、本市が主体となります。ただし、現行のように、資源のリサイクルに関しては、民間の技術を有効活用する方法を検討します。

なお、適正処理困難物^{*1}や特別管理一般廃棄物^{*2}は製造・販売等を行う関係事業者に対し、拡大生産者責任の考え方のもと、使用済み製品の自主的回収、資源化ルート¹の確保等の協力を求めています。

また、排出者に対しては、排出者責任のもと、適正な処理への理解と協力を求めています。

表 5-3 ごみ種類ごとの処理主体

ごみ種類		収集・運搬	中間処理	最終処分	
家庭系ごみ	可燃（燃える）ごみ	出雲市	出雲市		
	破碎ごみ		出雲市		
	埋立ごみ		出雲市		
	使用済蛍光灯		民間委託	—	
	使用済筒型乾電池		出雲市・民間委託		
	資源ごみ		飲料用空き缶		出雲市
			空きびん		出雲市
古紙		民間委託			
廃食用油		民間委託			
古布	民間委託				
ペットボトル	民間委託				
割りばし	民間委託				
小型家電	民間委託				
粗大ごみ	出雲市	出雲市			
事業系ごみ	可燃ごみ	事業者	出雲市		
	破碎ごみ		出雲市		
	埋立ごみ		出雲市		
	資源ごみ		民間委託	—	

*1 適正処理困難物とは、市町村が処理する一般廃棄物のうち、バイク、自動車タイヤ、バッテリー、消火器等、適正な処理が困難なもの。

*2 特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他人の健康または生活環境に係わる被害を生じるおそれのある性状を有するもの。

イ. 収集・運搬体制

継続する施策

施策34

収集・運搬体制の統一

市民・行政型

②収集区域は行政区域全域とし、地域によって異なる収集方式の統一を図ります。
また、ごみ資源化の分別品目の追加を行う場合、古布、小型家電の分別収集、再資源化について実施に向け検討します。

表 5-4 収集・運搬体制

ごみの種類	収集方法	収集回数	排出容器
燃えるごみ	集積場・戸別	週 2 回	指定袋・収集券
破砕ごみ		月 1 ~ 2 回	
埋立ごみ		月 1 回	
使用済蛍光灯		月 1 回	購入時の箱
使用済筒型乾電池		月 1 回	透明の袋
飲料用空き缶		月 1 ~ 2 回	指定袋
空きびん		月 1 回	
ペットボトル		月 1 回	
古紙	拠点・集積場	週 1 回程度	紐でしばる
廃食用油	拠点	随時	—
割りばし			
古布	拠点	週 2 回 斐川地域のみ	透明・半透明
粗大ごみ	戸別	月 1 回	収集券

集積場：複数の住宅が共同で利用する排出場所

戸別：各自の家の玄関先等を排出場所とするもの

拠点：市役所本庁、各支所、各コミュニティセンター（公民館）等、市が指定する排出場所

ウ. 収集・運搬に関する施策

継続する施策

施策35 収集運搬業者の許可

行政型

?各事業者から排出される一般廃棄物は、事業者自ら搬入するものと、収集運搬許可業者に委託する場合があります。

?本市は、事業所ごみの発生・排出状況を勘案しながら、一般廃棄物収集運搬業許可業者として42社を許可しています。現時点では、事業系ごみのごみ発生量に対する収集運搬能力は確保されているため、新たな収集運搬業の許可は必要ないと考えています。

?なお、リサイクル推進の観点から、品目を特定したなかで必要な許可を行う場合もあります。

施策36 集積場の整備(ごみ集積場設置経費補助金)

市民・行政型

?集積場数については、今後、宅地化や集合住宅の建設により、ごみ排出量に応じたステーション整備を行っていきます。また、現在、戸別収集を行っている場所については集積化を働きかけていきます。

?ごみ収集の迅速化と良好な生活環境の保持のため、引き続きごみ集積場を設置する自治会等に設置経費の一部助成を行います。

施策37 収集・運搬体制の整備

市民・行政型

?分別収集の見直しや収集量の増減によっては、現行の収集運搬体制では実態に合わなくなる可能性がありますので、その都度見直します。

今後検討する施策

施策38 高齢者等への対応

市民・行政型

?高齢者や障がいのある方で、ごみを集積場まで持ち出すことが困難な人について、今後、福祉行政との連携を図りながら検討します。

エ. 事業系ごみの収集・運搬に関する施策

継続する施策

施策39

事業者への分別排出の徹底・指導

事業者・行政型

?事業活動によって排出される事業系一般廃棄物は、事業者自らの責任において、適正に処理することを原則とします。

?事業系の一般廃棄物が家庭系の一般廃棄物の処理に支障をきたす場合は、事業系一般廃棄物の削減について、事業者に協力を求めています。この方針のもと、排出抑制及び資源化を推進するため分別排出の徹底・指導を進めています。

施策40

事業者への紙ごみ分別排出、剪定枝類等のリサイクル推進

事業者・行政型

?分別基準は、原則として市民の日常生活から排出される家庭系一般廃棄物と同様とします。ただし、事業系ごみは紙ごみが多いことから、紙ごみのリサイクルを推進する情報を提供します。また、剪定枝などについては、リサイクルを推進するために他施設での処理等必要な情報を提供します。

③ 不法投棄や不適正排出の防止

継続する施策

施策41 不用品回収業者への指導

行政型

?不用品回収業者に対しては、県保健所等と連携を図りながら、適宜指導を行っていきます。

施策42 不法投棄ごみ等の対策

行政型

?不法投棄や不適正排出の防止に向けて監視、指導体制を強化します。

④ 災害時の対策

今後検討する施策

施策43 災害時の廃棄物処理に関する対策

行政型

?災害時に一時多量に発生する廃棄物の処理について、災害ごみ処理計画が定められていません。広域的な処理体制の確保を図り、地域内及び周辺地域との連携を構築できる計画の策定を検討します。

⑤ 適正な中間処理

(1) 中間処理に関する基本方針

本市から排出されるごみは、出雲エネルギーセンター等の中間処理施設において適正処理、資源化しています。また、木くず、ペットボトル、魚のあら、割りばしは、民間業者により資源化しています。このような現行処理体制を継続しながら、一層の資源リサイクルを推進します。

また、既存処理施設の処理効率及び資源化効率を向上させるための施策を講じていきます。

(2) 中間処理に関する施策

継続する施策

施策44

焼却処理

行政型

本市の焼却処理施設「出雲エネルギーセンター」は平成15年10月に供用開始した施設です。今後の維持管理については、焼却・熔融システムが安定稼働できるように、処理不適物の確認及び除去対策を徹底します。

施策45

破碎処理

行政型

現在、市内に4か所の処理施設がありますが、最終処分場に併設されており、埋め立て中は延命化を図り、使用することとします。

施策46

旧焼却施設の解体

行政型

本市には、廃止した焼却施設が2施設(出雲、佐田)あり、これらの施設は、ダイオキシン類対策を講じて安全に解体・撤去を行います。さらに、焼却施設を解体・撤去した跡地を有効利用するため、資源物ストックヤード等の整備を検討します。

廃止した焼却施設の解体・撤去に関しては「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」及び「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」を遵守した手続きや計画・設計を行って、周辺環境の保全、解体作業者の安全確保に努めます。

新たな施策

施策47 次期可燃ごみ処理施設の整備

行政型

「出雲エネルギーセンター」の耐用年数等を考慮して、これに替わる次期可燃ごみ処理施設の整備を行うための調査・検討を開始します。

次期施設の整備スケジュールについては表5-5のとおり予定しています。

表5-5 整備スケジュール

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
整備計画策定	←→									
機種選定		←→								
建設用地選定	←→									
地元説明・用地交渉		←→								
用地測量等						←→				
環境影響調査			←→							
都市計画決定				←→						
発注仕様書作成				←→						
プラントメーカー選定						←→				
造成設計・工事						←→				
本体建設工事							←→			
試運転・稼動										←→

※現段階では、施設整備の詳細が未定であるため、内容及びスケジュールが変動する場合があります。

今後検討する施策

施策48 次期破碎処理施設の検討

行政型

現在、4か所に分散している処理施設については、供用開始後年数が経過し、老朽化していますが、可能な限り延命化を図り、最終処分場の閉鎖時期も踏まえ、統合・新設等の検討に入ります。

⑥ 適正な最終処分

(1) 最終処分に関する基本方針

最終処分されるごみの減量に努めるとともに、最終処分場の延命化に努めます。
最終処分物を減量化するための技術・システムについて、情報収集に努めます。

(2) 最終処分場の計画的整備

今後検討する施策

施策49

次期最終処分場の検討

行政型

本市は、4箇所の最終処分場を所有していますが、いずれは埋立完了になるため、新規の最終処分場が必要になります。
新規の最終処分場の整備には相当な期間を要しますので、残余容量を見ながら計画的に整備を行う必要があります。
最終処分場の利用状況を表5-6に示します。

表 5-6 最終処分場の利用状況

施設名	供用開始	全体容量	残余容量
神西一般廃棄物埋立処分場	H7.4	420,000m ³	約 262,627m ³
平田不燃物処理センター	S63.3	58,270m ³	約 24,730m ³
佐田クリーンセンター	H6.6	7,734m ³	約 4,484m ³
斐川クリーンステーション	H8.9	42,227m ³	約 26,172m ³

残余容量は、平成 23 年度末現在実績

6. 計画の推進体制

本計画の目標を達成し、持続可能な循環型社会を築いていくためには、市民、事業者、市の各主体がごみの「減量・再資源化・適正処理」に協働で取り組むことが不可欠です。それぞれの役割を明らかにし、一体となってこの計画の推進を図るために、情報の共有を図り、参加・協働により効果的な取組の実行、主体間のネットワークづくりを図ります。

本計画の推進体制として図 7-1 に示します。

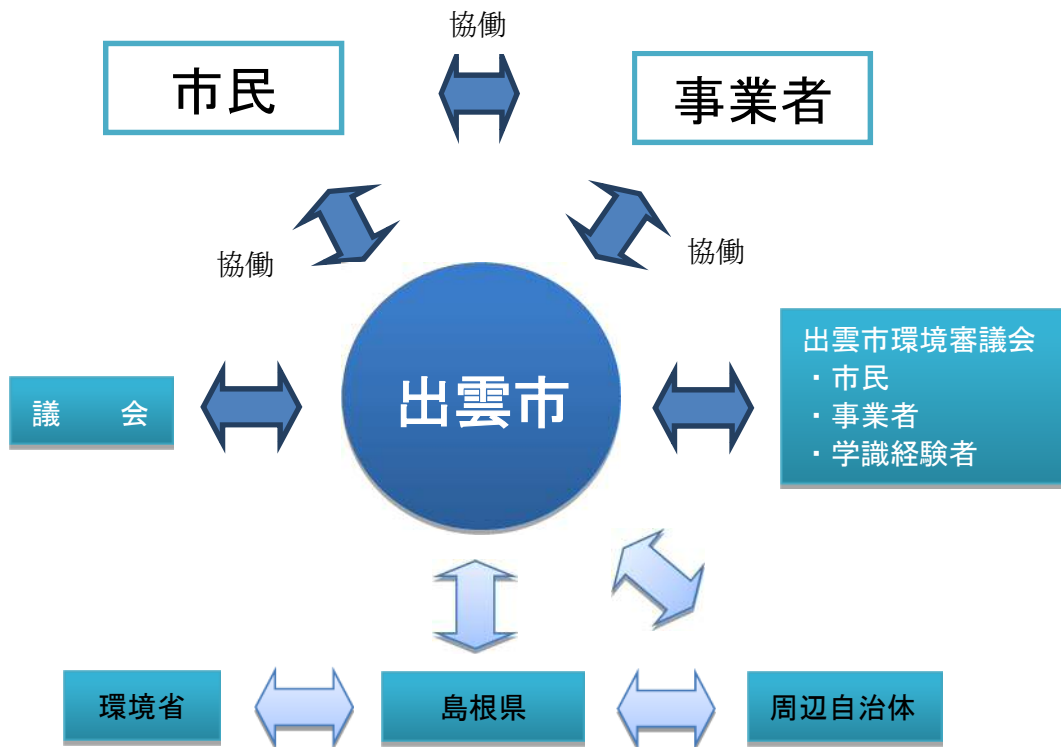


図 7-1 計画推進体制

7. 進行管理

ごみ処理基本計画を効果的に実行するため、毎年度の実施計画の策定とその評価が必要になります。

行動計画の進行管理、チェック及びフィードバックの手順を示します（図 8-1、8-2）。

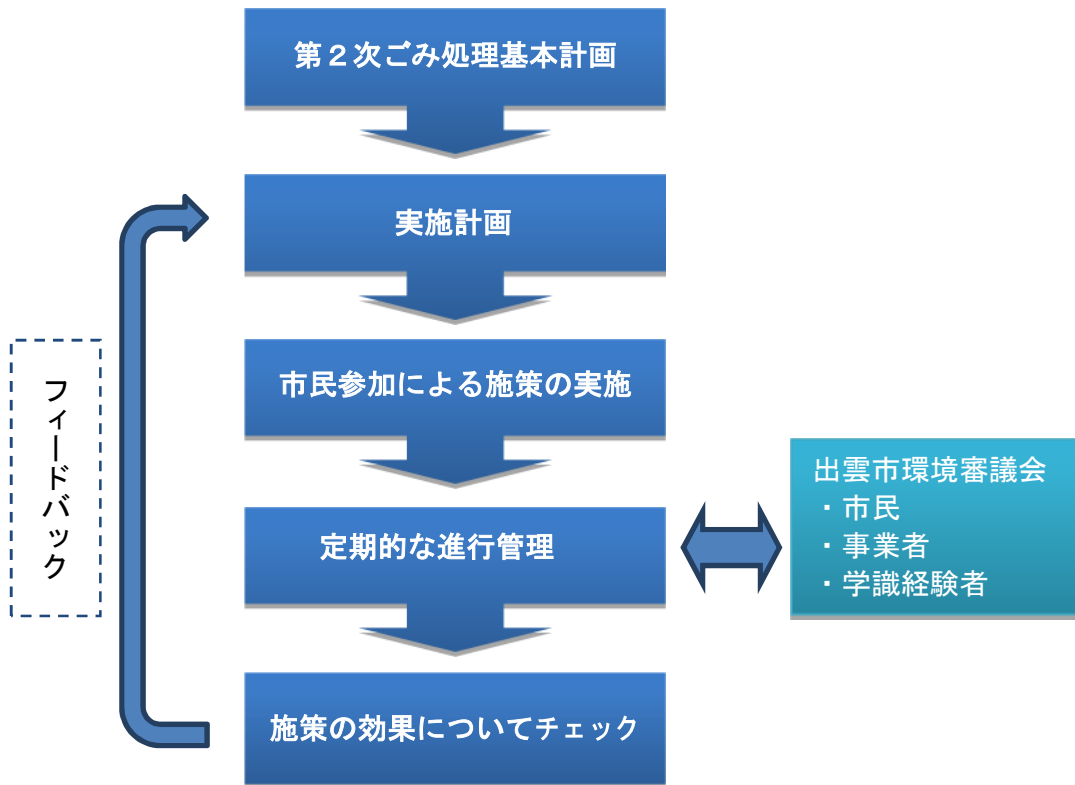


図 8-1 実施計画の進行管理

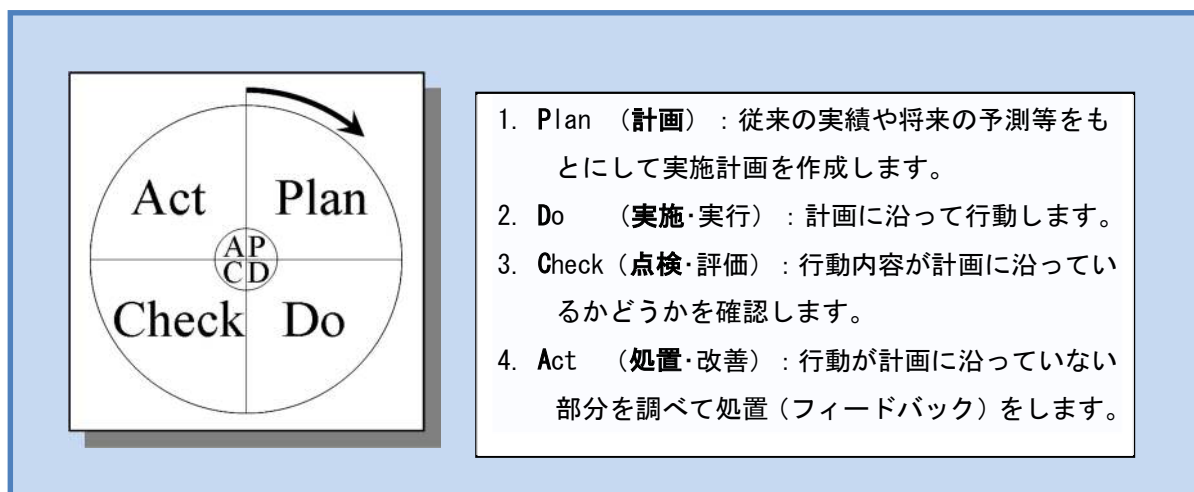


図 8-2 チェック及びフィードバック